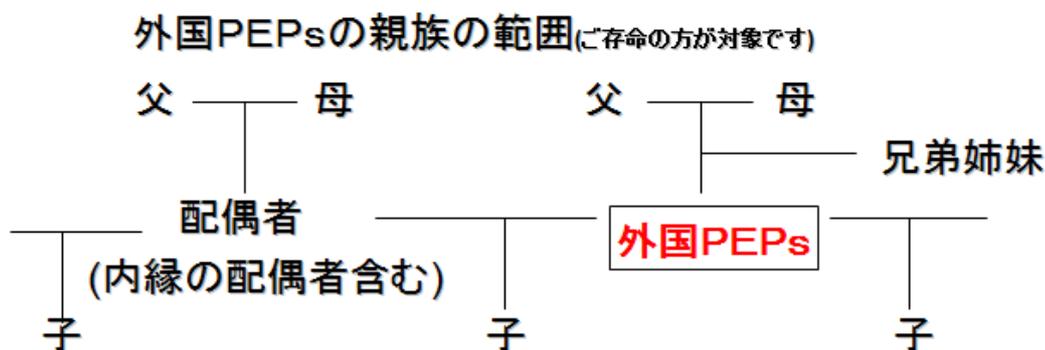


外国政府等において重要な公的地位にある方(外国PEPs)とのお取引について

外国政府等において重要な公的地位にある方(外国PEPs)とのお取引については、本サービスではお申し込みいただけません。
沖縄銀行店頭にてお申し込みをお願いします。

「外国PEPs」とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 外国の重要な公的地位にある者
 - ①外国の元首
 - ②内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ③衆議院議長、副議長、参議院議長・副議長に相当する職
 - ④最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ⑤特命全権大使・公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ⑥統合幕僚長・幕僚副長、陸上幕僚長・幕僚副長、海上幕僚長・幕僚副長、航空幕僚長・幕僚副長に相当する職
 - ⑦中央銀行の役員
 - ⑧予算について国会の議決を経て、又は承認を経なければならない法人の役員
- (2) かつて①の外国の重要な公的地位にあった者
- (3) (1)及び(2)に該当する者の親族
- (4) (1)、(2)、(3)が実質的支配者となっている法人



※配偶者(内縁の配偶者含む)、父母、子、兄弟姉妹

※ならびにこれらの者以外の配偶者の父母及び子

※祖父母、お孫様は該当いたしません。

※外国の重要な公的地位の方だけでなく、かつてあった方を含みます。